

西南社の湖畔公園 便益施設設置管理 事業者募集 質問内容及び回答

H26.8.8 回答

【質問1】

建築可能面積が約 200 m²とありますが建築面積 約 200 m²と読んで差支えありませんか？

【回答】

『建築可能面積:約 200 m²』については、別紙「事業用地図面」に図示している赤枠「事業対象地」の面積であり、建築面積約 200 m²として差支えありません。

【質問2】

便益施設の設置範囲は、すべて配置計画図に示した区域内(約 200 m²)に納めることとありますが、約 200 m²の事業対象地(別紙「事業用地図面」赤枠 13.5m×15.0m)内に納まる建物のみ計画可能と言う意味でよろしかったでしょうか？

それとも、約 200 m²の建物がその辺りの区域内に納まっていればよろしいのでしょうか？

【回答】

便益施設の設置については、建築物・設備機器・外構を含めた全てを、別紙「事業用地図面」に図示している約 200 m²の赤枠「事業対象地」内に納めていただくことを想定しております。

しかしながら、もしその赤枠に納めることができない場合は、応募書類のうち、様式4「施設計画」等にその理由を記載し、任意様式「平面図」にどの部分が赤枠内に納めることが出来ないかを明示してください。

ただし、公園整備計画に大きく影響する提案は認められません。特に、「事業対象地」南側のスロープ及び階段部分の動線について留意してください。

なお、施設設置使用料は赤枠外の部分についても発生します。

H26.8.18 回答

【質問3】

レストランの場合ビール・ワイン等、酒類の提供は可能でしょうか？

【回答】

酒類の提供は可能です。

【質問4】

同様に賑わい創出で例えば「JAZZ とワインの夕べ」等、酒類の提供は可能でしょうか？

【回答】

酒類の提供は可能です。

ただし、事業対象地は住宅地に近接しているため、イベント運営に当たっては時間帯及び周辺状況等に配慮するとともに、内容によっては、近隣住民への説明及び騒音対策等を行う必要があります。

【質問5】

レストラン敷地内のテラスでバーベキューは可能でしょうか？

【回答】

レストラン敷地内でのバーベキューは可能です。

ただし、煙・騒音等による周辺への影響が考えられるため、近隣住民の了承を得たうえで行う必要があります。